

# 第 7 回 臨 時 庁 議 要 旨

日 時：平成 23 年 10 月 7 日（金）

午後 5 時

会 場：庁議室

## [審議事項]

### 1 避難所閉鎖に伴う待機所の設置及び就労就学支援避難所の継続について

(福祉部避難所運営対策室)

本市の避難所は、平成 23 年 10 月 11 日（火）を目標に閉鎖予定であるが、希望する応急仮設住宅に入居できない理由や、自宅及び民間賃貸住宅の修理が完工しないなどの理由で、避難所閉鎖日までに住居を確保できない避難者への対応が急務となっている。

また、震災により住宅被害を受けた市民に対して、旧エクセルホテル東急を借用し開設していた就労就学支援避難所は、主要な交通機関である JR 仙石線の全線開通の目途が立っておらず、入居者からは平成 24 年 3 月末までの継続が望まれている。

このことから、平成 23 年 10 月 11 日（火）までに、住居を確保できない避難者に対して、公民館、福祉施設及びコミュニティセンター等の公共施設を開放し、待機所を開設し、被災者が自立又は応急仮設住宅に入居できるまでの生活の場を提供しようとするもの。

また、就労就学支援避難所を引き続き開設し、就労の機会の拡大及び仙台市近郊への通勤通学の支援を行うもの。

#### (1) 主な内容

##### ① 待機所の開設

##### ア 開設場所及び入所予定人員（平成 23 年 10 月 6 日現在）

開設場所	入所予定世帯数	入所予定人員
中央公民館	13 世帯	29 名
みなと荘	10 世帯	12 名
うしお荘	6 世帯	13 名
向陽地区コミュニティセンター	13 世帯	20 名

イ 開設期間：平成 23 年 10 月 12 日（水）～平成 23 年 12 月 11 日（金）

##### ウ 運営方法

- ・ 法務省矯正局職員 2 名を支援職員として 24 時間体制で配置し、施設管理、夜間警備及び緊急時の対応等を行う。その他、補助員として、臨時職員を 2 名を配置する。
- ・ 待機所との連絡調整を行うため、臨時職員による巡回を毎日行うとともに、緊急連絡用の携帯電話を待機所に置く。
- ・ 待機所には食料の提供を行う。なお、在宅避難者への食料提供との整合性を図る。
- ・ 施設の清掃、ゴミの処理は、当番制を取るなどして入所者が行う。
- ・ 維持管理費用については、災害救助費（東日本大震災分）に措置されている現予算を充てる。

##### ② 就労就学支援避難所の継続

- ・ 平成 24 年 3 月 31 日まで開設を継続する。
- ・ 維持管理費用については、災害救助費（東日本大震災分）の措置されている現予算を充てる。

#### (2) 今後の予定

- ・ 平成 23 年 10 月 11 日（火）まで：各避難所から待機所への入所
- ・ 平成 23 年 12 月 11 日（金）：待機所閉鎖
- ・ 平成 24 年 3 月 31 日（土）：就労就学支援避難所閉鎖

## 2 矢本給食センターの借受けについて（教育委員会学校管理課）

東日本大震災により、6か所の学校給食センターのうち、約半数の給食を賄っていた規模の大きい2施設（渡波及び湊地区学校給食共同調理場）が壊滅的な被害を受け、復旧には時間を要することから、残る4施設で学校給食を提供しているが、施設能力の絶対的不足により震災前の水準で提供することが困難となっている。

そのような中、東松島市においては新たに学校給食センターを建設中で、平成24年4月からの新センター稼働に伴い、現矢本学校給食センターは廃止される予定となっていた。

このため、同センターを借り受けし、本市の学校給食の正常化を図るもの。

### (1) 主な内容

平成24年度に閉鎖し、廃止を予定している矢本学校給食センターを以下の条件で使用する。

- ・ 施設の土地は、3年間の使用貸借契約（無償貸与）とし、その後必要に応じて更新する。
- ・ 施設の建物は、無償譲渡とする。  
※ 本市の施設使用に伴い発生する東松島市新学校給食センター整備運営事業変更契約手続き経費（3,431,400円）は、本市が負担する。
- ・ 施設使用終了時には建物を本市において解体し、更地状態で土地を返却する。

### (2) 今後の予定

- ・ 矢本給食センターの借受けについて協定書を締結する。
- ・ 平成23年第4回定例会に変更契約手続き経費の予算及び石巻市学校給食センター条例の改正（施設の追加）を提案する。

## [報告事項]

### 1 避難者に対する入浴支援の終了について（福祉部避難所運営対策室）

東日本大震災発生後、自衛隊の協力のもと行われてきた入浴支援の終了後、その代替え施策として、市内外の入浴施設への巡回バスによる移送、避難所への仮設シャワーの設置及び業務委託による仮設浴場を開設し、避難所に避難する被災者等に対する入浴支援を行ってきたが、応急仮設住宅は建設目標数のすべてが完成し、避難所についても目標どおり平成23年10月11日（火）に閉鎖が見込まれることから、避難者に対する入浴支援についても終了しようとするもの。

#### (1) 主な内容

避難所が閉鎖する平成23年10月11日（火）をもって、避難者に対する市内外の入浴施設への巡回バスによる移送、避難所の仮設シャワー及び仮設浴場による入浴支援を終了する。

以上